



中国会計税務実務

2020年第2号

今回のテーマ：新型コロナウイルスの流行期間における個人所得税の優遇税制

新型コロナウイルスの発生をうけて、肺炎対応に当たる医療従事者は最前線で懸命に尽力している。また各分野の企業も今回の新型コロナウイルスのために寄付を行い、感染拡大の防止のために一丸となっている。中国政府は新型コロナウイルスの感染防止・抑制を支えるため、財政部国家税務総局は「新型コロナウイルスによる新型コロナウイルス拡大防止・抑制のための寄付に関する優遇税制の公告」（財政部、国家税務総局 2020 年第 9 号）と「新型コロナウイルスによる新型コロナウイルス拡大防止・抑制のための個人所得税政策に関する公告」（財政部 国家税務総局 2020 年第 10 号）を公表した。

主な内容：

1. 寄付に係る個人所得税

関連法規	優遇税制	税前控除証憑	有効期間
「新型コロナウイルスによる新型コロナウイルス拡大防止・抑制のための寄付に関する優遇税制の公告」（財政部国家税務総局 2020 年第 9 号、以下 9 号公告と略称する）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公益性の高い社会組織又は県以上の人民政府及びその部門等の国家機関を通じ、新型コロナウイルスの感染に対応するために寄付した現金及び物品については、課税所得額を計算する際に全額控除することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性寄付証憑 ・「非課税収入一般納付書」領収綴り 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年1月1日から適用し、締切日は感染の状況に応じて別途規定する。
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新型コロナウイルスの感染に対応するために、感染予防の任務を担う病院へ直接寄付した物品について、課税所得額を計算する際に全額控除することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付領収証 	

致同提案 1：

● 全額控除の実施：

個人所得税法により、個人がその所得を教育、貧困扶助、救済などの公益慈善事業に対しなされた寄付については、寄付額が納税者が申告する課税所得の 30% を超えない部分に対して、課税所得額から控除することができる。ただし国務院が全額で控除できると規定した場合、国務院の規定に別途従うものとする。「公益慈善事業への寄付に関する個人所得税公告」（財政部国家税務総局公告 2019 年第 99 号、以下は 99 号公告と略称する）により、居住者の公益寄付支出は、総合所得、経営所得、分類所得のそれぞれの規定に従い控除することが出来、控除限度額は当年度の総合所得、当年度の経営所得、当月の分類所得の課税所得のそれぞれの 30% となる。9 号公告によれば、新型コロナウイルスの感染拡大防止に対応するために寄付される現金及び物品に対しては全額控除ができる。そのうち、感染予防の任務を担う病院へ直接寄付する場合、物品だけが全額控除できる。なお寄付の控除限度額は市場価値により決定されることに注意する必要がある。

● 直接寄付先の増加：

個人所得税法实施条例により、個人がその所得を教育、貧困扶助、貧困救済などの公益慈善事業に寄付するとは、個人がその所得を中国国内の公益性社会組織、国家機関を通じて教育、貧困扶助、救済

などの公益慈善事業に寄付することをいう。公益的な社会組織には、法規に従い設立または登記し、規定の条件及びプロセスに従い公益性寄付税前控除資格を取得した慈善団体、その他の社会組織と大衆団体が含まれる。9日の公告により、感染予防の任務を担う病院への直接寄付の類型が増加している。

● **簡易な控除証憑：**

「公益慈善事業の寄付に関する個人所得税政策の公告」財政税（2010）45号により、贈与者は省以上（省を含む）の財政部門が発行する、寄付先の印鑑を押印する公益性寄付手形、または寄付先の印鑑を押印する「非税収入一般納付書」の領収証を提供することで、税前控除を受けることができる。また9号公告は、感染防止と治療の任務を担う病院に寄付する場合、当該病院が発行する寄付領収証を取得すれば、税前控除ができると規定している。

2. 手当、賞与に係る個人所得税

税関関連法規	優遇税制	注意事項	有効期間
「新型コロナウイルスによる新型コロナウイルス拡大防止・抑制のための個人所得税政策に関する公告」（財政部、国家税務総局 2020 年第 10 号、以下 10 号公告と略称する）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新型コロナウイルス対応に当たる医療従事者や作業者が政府規定に基づき取得する臨時手当や賞与については、個人所得税を免除する。 ✓ 新型コロナウイルスによる肺炎対策として企業が従業員に支給するマスクなどの医療用品や医薬品（現金を含まず）については、賃金の現物支給とは見なさず、個人所得税を免除する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府規定標準には、各級の政府が規定する手当と賞与標準を含む。 ・新型コロナウイルス対応に当たる作業員への臨時手当や賞与は、省及び省以上の人民政府の規定に従い、参照のうえ執行される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年1月1日から適用し、締切日は感染の状況に応じて別途規定する。

致同提案 2：

● **個人所得税が免除されない場合：**

「新型コロナウイルスによる肺炎対策として企業が従業員に支給する薬品、医療用品、防護用品などの現物については個人所得税を免除する。」とあることから、実物ではなく現金を支給する場合、免税は適用されず、個人所得税法施行条例の規定に従い、個人所得税が徴収される。

● **政府規定の標準：**

1月25日にて財政部国家衛生健康委員会が発表した財社（2020）2号の新型コロナウイルスによる肺炎感染流行予防・防止に関する経費保障政策の通知によると、予防対策に参加する医療関係者と防疫担当者に臨時性就職手当を支給するものとされている。また人社部規〔2016〕4号の「人的資源社会保障部財政部 伝染病予防の確立に関する治療者への臨時勤務手当の通知」の関連規定によると、一類の手当基準に基づき、直接感染の可能性のある者または確認された感染者に接触し、診断、治療、看護、病院感染制御、症例標本採取、病原検査などを行う関係者に対しては、中央財政は一人当たり1日300元を支給するものとされている。疫病予防対策に参加する他の医療関係者と作業員に対しては、中央財政は一人当たり一日200元で支給するものとしている。手当は地方が先に立替えをし、中央財政と地方は事実に基づいて精算を行う。中央級医療衛生機構は、中央財政補助金を地方財政により統一的に分配することとしている。現在、一部の地域はすでに関連政策の規定に従って実施されているが、具体的に実施する際に、現地政府が規定した手当や賞与の基準にも注目することが望ましい。

3. その他の地方の個人所得税優遇税制

国家が9号公告と10号公告を公布した前後で、一部の省・市は国家文書で定める政策背景の下、地方の具体的な政策を発表している。国の政策面の規定以外に、一部の省が発表した具体的な政策にも注目が必要である。

地域	税収関連法規	
湖北省	「新型コロナウイルス感染による新型肺炎流行予防・抑制に関わる財税支持政策の通知」(鄂政弁発[2020]4号)	・新型肺炎の拡大の影響により生産経営に影響を与える個人事業主、個人独資企業の投資者、パートナーシップ企業の個人パートナーに対しては、疫病の損失状況による損失を合理的に試算し、省人民政府の同意を得て、2020年度の経営所得に対して個人所得税額を定額で減免できる。
江蘇省	「企業の困難を解決するための、感染の予防・抑制に関する通知」(蘇税発[2020]4号)	・新型肺炎予防対策に参加する最前線の作業員に対しては、2019年度の個人所得税確定申告を延長する。また専門的な指導を提供するとともに、最も便利な方法で、確定申告手続の実施に協力する。
海南省	「全面的に感染拡大の予防・抑制へサポートするための十項の税収措置」(琼税発[2020]7号)	・新型肺炎予防対策に参加する最前線の作業員に対して、2019年度の個人所得税確定申告を延長する。また専門的な指導を提供するとともに、最も便利な方法で、確定申告手続の実施に協力する。
新疆ウイグル自治区	「新疆税務局 新型肺炎の予防・抑制のための十五項措置」	・新型肺炎予防対策に参加する最前線の作業員に対して、2019年度の個人所得税確定申告を延長する。また専門的な指導を提供するとともに、最も便利な方法で、確定申告手続の実施に協力する。
上海市	「上海市人民政府 新型肺炎の予防・抑制のための、企業の安定および健全な発展に関する税策措置」(沪府規[2020]3号)	・新型肺炎の予防・抑制期間において、定期定額に納税する個人事業主については、規定通り定額税金の納付を免除する。

お見逃しなく

- 優遇税制の実施期間：現在 9 号公告と 10 号公告はいずれも 2020 年 1 月 1 日から施行されている。新型肺炎がまだ終息していないため、具体的な締切は状況に応じて別途規定される。
- 控除証憑の取得期限：99 号公告により、個人が公益寄付が発生する際、直ちに寄付証憑を取得できない場合、公益寄付銀行の支払証憑に基づき控除できる。そのため、源泉徴収義務者に公益寄付銀行の支払証憑のコピーを提供するものとする。個人は寄付日から 90 日以内に源泉徴収義務者に寄付証憑を追加提供する必要があり、個人が規定通りに寄付証憑を提供できない場合、源泉徴収義務者は 30 日以内に主管税務機関に報告しなければならない。
- 地方の具体的な実施規定：現在一部分の省が具体的な実施規定を公表している。その中で、発表される規定内容が国家レベルの政策より遅いものもある。例えば個別地区の控除割合は依然として 30%の割合を寄付の控除限度額としている。従って、実務上は各地の具体的な実施規定及び規定の有効期限に注意する必要がある。

以上



致同 (GT 中国) は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同であるがゆえに、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供いたします。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com

